

墨田区立幼稚園・学校における「風水害」に対するガイドライン【保護者用】（令和8年7月1日改訂）

1 墨田区としての基準

墨田区に、「特別警報」（レベル5相当）、「危険警報」（レベル4相当）、「氾濫警報」、「大雨警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」（レベル3相当）のいずれかが発令された場合（発令される可能性が高い場合も含む）、各園・学校は、以下の基準に基づき、「原則、臨時休業」とする。 なお、各種判断は、気象庁発表の情報に基づいて行うものとする。 【判断基準】 ・墨田区内に特別警報（氾濫、大雨・大雪・暴風・暴風雪）、危険警報（氾濫・大雨）、警報（氾濫・大雨・暴風・暴風雪）が翌日の教育活動時間帯に発令される可能性が高く、幼児・児童・生徒の登降園・登下校及び教育活動に重大な支障が生じる可能性が高い場合 ・計画運休が発表され、教職員の出退勤が困難となる可能性が高い場合	
--	--

2 墨田区としての対応（時系列）

時刻	対応
前日 正午頃	・必要に応じて、現段階の方向性を保護者連絡（幼児・児童・生徒欠席連絡）ツールで、区から一斉に保護者に配信します。 ※この段階では、あくまでも今後の見通しをお知らせする予定です。
前日 午後5時頃	・翌日の教育活動について、教育委員会が最終判断を行い、決定事項を保護者連絡（幼児・児童・生徒欠席連絡）ツールで、区から一斉に保護者に配信します。 ・最終判断は、「臨時休業」、「繰上げ・繰下げ授業」、「通常登校」のいずれかとなります。 ※この段階での、決定を最終決定とします。
当日 午前6時頃	・最終判断について、改めて保護者連絡（幼児・児童・生徒欠席連絡）ツールで、区から一斉に保護者に配信します。 ※この段階での決定事項（最終判断）の変更は行いません。
当日 午前6時以降	・天候の状況を踏まえ、必要に応じて区から一斉に、保護者連絡（幼児・児童・生徒欠席連絡）ツールで保護者に配信します。 ※レベル3以上の「警報」等が発令された場合でも、決定事項（最終判断）の変更は行いません。

3 その他

- （1）登校（園）の際、保護者が危険と判断する場合、無理な登校は控えてください。その際、遅刻や欠席の扱いとはいたしません。
- （2）区からの配信を踏まえ、幼稚園、学校から個別にお知らせが来る場合があります。
- （3）「各種注意報」発令の段階では、原則平常授業となります。
- （4）「大雪警報」については、教育委員会で判断し、対応をお知らせします。
- （5）宿泊学習の実施については、区と現地の気象状況を踏まえ、教育委員会が実施の可否について検討します。